

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年6月28日

【事業年度】 第49期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 マルシェ株式会社

【英訳名】 MARCHE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 洋嗣

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 藤原 徹二

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 藤原 徹二

【縦覧に供する場所】 マルシェ株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市西区則武新町4丁目3番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	8,813,692	8,540,787	8,587,117	8,362,067	3,868,041
経常利益(は損失) (千円)	103,946	125,492	115,594	89,169	873,137
当期純利益(は損失) (千円)	107,450	37,235	52,227	361,414	1,470,040
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	1,510,530	1,510,530	1,510,530	1,510,530	1,510,530
発行済株式総数 (株)	8,550,400	8,550,400	8,550,400	8,550,400	8,550,400
純資産額 (千円)	3,058,415	2,941,767	2,911,999	2,467,748	1,000,115
総資産額 (千円)	4,965,788	5,150,544	5,148,491	4,213,980	4,563,312
1株当たり純資産額 (円)	380.93	366.42	362.71	307.38	124.57
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	10.00 (5.00)	10.00 (5.00)	10.00 (5.00)	5.00 (5.00)	()
1株当たり当期純利益 金額(は損失) (円)	13.38	4.64	6.51	45.02	183.11
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	61.6	57.1	56.6	58.6	21.9
自己資本利益率 (%)	3.5		1.8		
株価収益率 (倍)	60.8		119.2		
配当性向 (%)	74.7		153.7		
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	99,264	469,102	372,755	199,781	1,254,805
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	69,668	290,020	408,640	365,877	130,011
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	80,649	80,740	80,388	80,485	2,099,727
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,287,024	2,385,366	2,269,093	1,622,948	2,337,859
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	221 [404]	218 [399]	222 [423]	223 [443]	180 [210]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	99.9 (114.7)	99.9 (132.9)	97.8 (126.2)	69.2 (114.2)	64.1 (162.3)
最高株価 (円)	852	837	826	791	689
最低株価 (円)	803	797	658	455	431

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
2 第45期の持分法を適用した場合の投資利益は、損益等から見て重要性が乏しいため、記載しておりません。
3 第46期、第47期、第48期、第49期の持分法を適用した場合の投資利益は、関係会社が存在しないため、記載しておりません。
4 第49期の1株当たり配当額は、配当を実施していないため、記載しておりません。
5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6 第46期、第48期、第49期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
7 平均臨時雇用者数は、1日8時間、1ヶ月22日換算で算出しております。
8 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1972年 5月	料理飲食店等の経営を目的として、大阪市城東区中本町498番地の34に丸忠興業株式会社を設立。
9月	酒類販売を目的として、大阪市東成区中本2丁目12番1号に丸忠販売株式会社を設立。
1976年 3月	食品販売を目的として、大阪府東大阪市高井田西5丁目24番地に丸忠食品株式会社を設立。
1977年 4月	居酒屋「酔虎伝」の本格的なフランチャイズ展開の開始。
1978年 1月	丸忠興業株式会社を株式会社丸忠酔虎伝に商号変更、同時に本社所在地を大阪府東大阪市高井田西5丁目24番地に移転。
1979年 8月	本社所在地を大阪市東成区中本2丁目13番1号に移転。
1984年 7月	串焼酒場「八剣伝」の1号店として、緑橋1号店を出店。
10月	株式会社丸忠酔虎伝東京本部を東京都中央区銀座3丁目11番15号に設置。(1988年5月に東京マルシェ株式会社に商号変更)
11月	串焼酒場「八剣伝」の本格的なフランチャイズ展開の開始。
1986年 7月	居酒屋「酔虎伝」で、「チャイルドルーム(託児所)」つきの郊外型モデル店を大阪市に出店。
1988年 4月	株式会社丸忠酔虎伝をマルシェ株式会社に商号変更。
1991年10月	1991年10月1日を合併期日として、丸忠販売株式会社を存続会社としてマルシェ株式会社と東京マルシェ株式会社及び丸忠食品株式会社を吸収合併し、マルシェ株式会社の事業を全面的に継承するとともに商号をマルシェ株式会社に変更。
1996年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
1999年 7月	関西の配送センターを東大阪市から茨木市に移転。
12月	東京証券取引所、大阪証券取引所の各市場第二部に上場。
2000年 8月	低価格居酒屋「居心伝」の1号店を大阪市に出店。
2003年11月	本格懐石料理の店「樂待庵」を大阪市中央区の大阪マーチャンダイズマートビル21階に出店。
2004年 2月	串揚げの店「串萬」を、大阪市東成区森ノ宮に出店。
5月	本社を、大阪市中央区大手前1丁目7番31号へ移転。
8月	民家づくりの素朴な空間と、地元的新鲜な素材にこだわった「語りの里八右衛門」を、福岡県粕屋町に出店。
2005年 6月	新株式1,000千株発行し、発行済株式総数は8,550千株となる。
9月	「八縁」を東京都に出店。
2006年 9月	東京証券取引所、大阪証券取引所の各市場第一部に指定となる。
2007年 2月	本社を、大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号へ移転。
4月	子会社となる「エコプランニング・マルシェ株式会社」を設立。
8月	「海心丸」を伊丹市に出店。
11月	「八剣伝」の加盟店を中国上海に出店。
2008年 7月	「炭焼きパールSOLVIVA(現 パルビダ)」を大阪市中央区に出店。
2010年 8月	子会社であった「エコプランニング・マルシェ株式会社」の株式を一部売却し、子会社ではなくなる。
2014年 4月	播州ダイニング「GOTTO」を姫路市に出店。
11月	焼鳥「おまっとう」を大阪市東住吉区に出店。
2016年 9月	串焼酒場「心八剣伝」を京都市山科区に出店。
2017年 3月	「エコプランニング・マルシェ株式会社」の全株式を譲渡し、関連会社でなくなる。
6月	チムニー株式会社との間で資本業務提携に関する契約を締結。
8月	「焼そばセンター」を尼崎市に出店。
10月	「GOTTO酒場」を大阪市中央区に出店。
2018年 3月	「餃子食堂マルケン」を尼崎市に出店。
2019年11月	「酒場とらず」を大阪市西区に出店。
2021年 3月	「寿司スタンドとらず。」を吹田市に出店。

3 【事業の内容】

当社の事業内容の区分としましては、料飲部門、F C部門、商品部門及びその他部門となっております。
 なお、セグメント情報を記載していないため、事業部門ごとに記載しております。

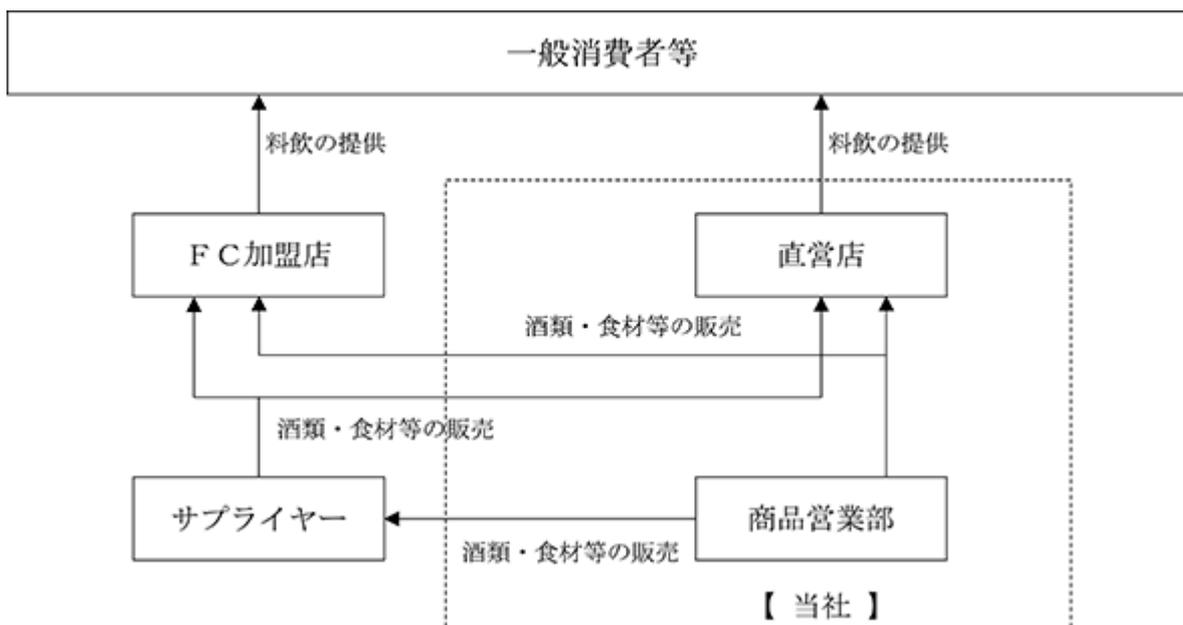
事業部門の名称	事業内容
料飲部門	
酔虎伝	なにわの大衆居酒屋として関西の食材を中心とするメニュー構成を取り、大衆価格による料飲の提供
八剣伝	炭火串焼きを中心とした地域に密着した居酒屋による料飲の提供
居心伝	“女性も入りやすい低価格の鉄板居酒屋”をテーマに、少量多種メニューによる料飲の提供
その他	上記以外の業態
F C部門	F C加盟店に対する経営指導及びロイヤリティの受取
商品部門	直営店及びサプライヤーを通してF C加盟店に酒類・食材を供給
その他部門	管理部門 F C加盟店への設備の販売等

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

事業系統図



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
180 (210)	41歳2ヶ月	11年6ヶ月	4,098,529

2021年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
料飲部門	
酔虎伝	9 (22)
八剣伝	62 (93)
居心伝	3 (10)
その他業態	62 (81)
小計	136 (206)
FC部門	14 (0)
商品部門	8 (0)
その他部門	22 (4)
合計	180 (210)

- (注) 1 パートタイマー等の臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2 パートタイマー等の平均人員の計算は1日8時間、1ヶ月22日換算で期中の月平均人数により算出しております。
 3 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5 前事業年度末に比べ従業員数(臨時従業員数)が43名(233名)減少しておりますが、主に新型コロナウイルス感染症に伴う店舗の休業や営業時間の短縮等による勤務時間の減少及び37店舗退店したことに伴う退職、希望退職によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、マルシェ丸忠会ユニオンと称し、2008年10月に結成されております。

提出会社の本社に同組合本部が、また、各事業所別に支部が置かれ、2021年3月31日現在における組合員数は441名で上部団体のU A ゼンセンを通じ、日本労働組合総連合会に加盟しております。

なお、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、居酒屋チェーンを中心に展開する企業として、「心の診療所を創造する」を経営理念として掲げております。これは、飲食の提供と飲食の場を介し、お客様同士の健全なコミュニケーションのお役立ちをし、希薄化する人々の絆を深め地域社会に貢献することを目的としております。

また、長期的な経営ビジョンを以下のとおり定め、持続的な成長と企業価値向上に努めております。

経営理念

心の診療所を創造する

長期的な経営ビジョン

グループ全員のエネルギーを結集し、すべての人、すべての地域を元気にする

各ステークホルダーに向けたビジョン

顧 客	居心地の良い時間と空間、そして当社ならではの創意工夫に満ちた料理を、感謝の気持ちと共に提供することで、お客様自身に元気を提供する。
加 盟 店	信頼される加盟店本部となり、加盟店様との共存共栄を強化していくことで、加盟店様に元気を提供する。
社 員	働き甲斐のある人事制度の充実や、社員全員が誇りを持って働ける職場創りに努めると共に風通しのいい組織創りに努めることで、社員全員に元気を提供する。
取 引 先	良好な取引関係を築き、共存共栄を図っていくことで取引先様に元気を提供する。
地 域 社 会	飲食の提供や接客サービスを通じて、お客様同士の健全なコミュニケーションのお役立ちをし、希薄化する人々の絆を深め地域社会に元気を提供する。
株 主	継続的な利益創出や株主還元を通じて企業価値向上を図り、株主様に元気を提供する。

(2) 目標とする経営指標

当社が属する居酒屋業界は、当社と同様に居酒屋事業を展開する同業他社、ファストフードやレストランチェーンなどの中食を中心とした外食企業の他、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売業界との間で、価格・品質・サービス等を巡って厳しい競争が展開されており、加えて、少子高齢化に伴う労働需給の逼迫、物流経費や原価の高騰他、新型コロナウイルスの感染拡大への対応等、厳しい経営環境下にあります。

その中であって、当社は、独自のコア・コンピタンス（中核的な競争優位性）として、「酔虎伝」「八剣伝」「居心伝」等のブランド力、それらブランドコンセプトに応じた店舗オペレーションのノウハウ、フランチャイズシステム導入による事業規模、日本津々浦々まで商品をお届けする物流販売網を有しており、創業以来、「心の診療所を創造する」という経営理念を基として蓄積された当社独自のコア・コンピタンスを軸とした経営施策を柔軟に推進することにより、競合との差別化や消費者ニーズへの対応に努めております。

当社は、2016年4月1日から2019年3月31日間までの3年間、厳しい経営環境を認識し、「中期経営計画」を策定し、全社一丸となって当社独自のコア・コンピタンスを最大限の発揮を図るべく、「既存店収益モデルの改革」「加盟店満足の向上」「新業態パッケージの創出」を経営課題に掲げ努めてまいりました。その結果、新業態として「ハッケン酒場」「焼そばセンター」「餃子食堂マルケン」の3つの新業態を開発するに至りましたが、当社が

目指すべき姿として「中期経営計画」において掲げていた重要業績評価指標ROE（自己資本利益率）6%以上、EPS（1株当たりの当期純利益）27円以上、売上高営業利益率3%以上の達成からは大きく乖離する結果となりました（その達成状況については、第1〔企業の概況〕1〔主要な経営指標等の推移〕をご参照ください）。

その反省から、現時点においては、先行き不透明な厳しい経営環境にあっては適宜迅速な意思決定の下、経営戦略の見直しが必要となる可能性があること、及び、上記重要業績評価指標から大幅に乖離している現状を打破するべく、まずは単年度毎に反省を繰り返し、業績回復を図っていく必要があるとの考えから、2019年4月1日以降、「中期経営計画」ではなく、「単年度事業計画」を立案し業績回復に努めております。

単年度事業計画における業績見込においては、現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、先行きが不透明であることから未定としております。しかしながら、その影響が一定程度終息し、業績見込の算定が可能となった時点で、遅滞なく開示する予定です。

その他、目標とする経営指標は定めておりません。

（3）中長期的な会社の経営戦略

上記「（2）目標とする経営指標」に記載のとおり、中長期経営計画は策定しておらず、現在、「単年度事業計画」を立案し、経営課題克服に努めております。経営課題は、下記「（4）経営環境及び対処すべき課題」記載のとおりです。

（4）経営環境及び対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症への対応

世界的な新型コロナウイルス感染拡大防止対策を受け、当社も多くの店舗で休業や時短営業をせざるを得ない事態に直面いたしました。デリバリーサービスの強化とテイクアウトメニューの拡充など業績回復に努めてまいりますが、当面の間は以前のような集客は見込めないものと推定し、この感染症への対応に全力を注ぐことは喫緊の課題であると認識しております。

財務面では、売上高の減少が長期化するリスクに備え、金融機関からの資金調達を実行し手元流動性を厚く保持することで、資金繰りに懸念なき様、財務基盤を整備してまいります。

既存直営店モデルの再構築と価値の向上

FC加盟店の模範となるべく、新型コロナウイルス感染症が広がる事業環境においては、既存直営店舗モデルの再構築と価値の向上が必要であると考えております。

主な再構築モデルとして、既存直営店舗に本格的なテイクアウトコーナーを設けた「テイクアウト専門店 街の焼鳥屋さん」を併設させました。

「街の焼鳥屋さん」は、“自分の子供に食べさせたい焼鳥”をキャッチフレーズ（想い）に、国産鶏を使用するだけでなく、化学調味料無添加のタレを使用し、安全安心な焼鳥をお客様に提供しております。

また、「街の焼鳥屋さん」併設店舗以外でも、通常のデリバリーサービスのみならず、パーチャルレストラン（実際の店舗とは別に、インターネット上でのみ注文出来る料理を販売するお店）の業態を拡充する事により収益力向上に努めてまいります。

新業態の事業拡大

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、酒類の提供制限や大人数での飲食を控えるよう、国からの要請を受けていることから、酒類に依存しない業態の確立と展開は急務であると考えております。その為に、2019年にスタートした新業態「餃子食堂マルケン」を拡大してまいります。

当業態は多数の餃子メニューの他、食事需要にお応え出来る中華料理を軸にしたメニュー構成をしている業態の為、食事利用のお客様が多く来店されております。業態独自のウェブサイトを開設し、さらに業態の知名度を高めるよう努めてまいります。

本年度も出店に加え、QSCA（品質、サービス、クレンリネス、雰囲気）の向上を図り、収益モデルの構築と確立に努めます。又、FC展開も視野に入れて、事業拡大を図ってまいります。

人材育成による組織力の向上

従業員一人一人の成長がお店の成長となり、ひいてはそれが会社組織全体の向上に繋がると考えております。その為に、従業員への教育・研修を社内研修だけに留めず、多くの講義を受講できる社外研修にも積極的に参加する事で、更なる個々の成長に繋げていくと共に、次世代の幹部候補生の研修を経営陣主導の元、実施してまいりま

す。又、人事評価制度や表彰制度の見直しを図る事で、従業員が生き活きと働ける環境づくりに努めてまいります。

F C加盟店との協働体制構築

当社のビジネスモデルにおいて、F C加盟店との共存共栄は不可欠なものと考えております。よって、加盟店の収益力向上策として、既存直営店の収益モデルと新業態の収益モデルを確立させた上で、F C加盟店の新たなビジネスチャンスに繋げてまいります。

競争力強化の為にリスク管理体制の見直し及びコーポレートガバナンスの強化

小売店との垣根を越えた競合による競争が更に激しくなっていくことに加え、労働需給の逼迫や物流経費の上昇等により経費が圧迫されやすい経営環境にあって、経営効率を向上させ、競争力を強化する為にも、全社的リスクマネジメントシステムの強化に努めてまいります。

また、可能な限りコーポレートガバナンス・コードを意識した透明性の高いガバナンス体制の構築を推し進めていくことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 競合競争について

当社が属する居酒屋業界では、当社と同様に居酒屋事業を展開する同業他社、ファストフードやレストランチェーンなどの中食を中心とした外食企業その他、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売業界との間で、価格・品質・サービス等を巡って厳しい競争が展開されております。

その中であって、当社は、創業以来、「心の診療所を創造する」という経営理念を基として蓄積された当社独自のコア・コンピタンスを軸とした経営施策をもって競合との差別化を進めておりますが、当社が提供する商材の品質、価格、あるいはサービスレベルを上回る競合先が出現する等により客数が大幅に減少するに至った場合、もしくは少子高齢化に伴う物流経費の上昇や地球温暖化等に伴う原価の高騰等により経費が圧迫される状態を招いた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人員の確保について

少子高齢化に伴う労働需給の逼迫によって採用教育費が上昇傾向にある経営環境下において、当社では、新規店舗のみならず既存店舗の運営に必要な人員の確保に最大限努めておりますが、採用条件に適う人員の確保が困難となり計画通りの新規出店を実行できない、もしくは、適正人員を欠く状況が継続し店舗運営が厳しく閉店することとなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 食品事故について

当社では、全社的リスクマネジメントシステムとして、「店舗事故予防委員会」を設置し、事故予防に関する講習会を定期的実施している他、衛生管理について独自に策定したマニュアルに基づき衛生検査の実施、その他社外の検査機関によるチェックを随時行うなど安全性には最大限の万全を期しておりますが、万一、生産、流通、保存、調理の過程で何らかの影響により不可抗力的な食中毒が発生した場合には、一定期間の営業停止等を余儀なくされ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 営業店舗での事故について

当社では、全社的リスクマネジメントシステムとして、「店舗事故予防委員会」を設置し、事故予防に関する講習会を定期的実施する等により店長へのコンプライアンス意識への啓発を行うことで細心の注意を払った店舗運営を実施しておりますが、万一、飲酒運転や未成年者飲酒禁止法に基づく未成年飲酒について販売する側の責任を問われた場合には、信用の低下等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 食の品質・安全について

当社は、全社的リスクマネジメントシステムとして、「品質管理委員会」や「メニュー表示適正化委員会」を設置し、食の品質や安全のみならず、メニュー表示の適正に関する会議を定期的実施している他、取引先の協力を仰ぎながら、産地、加工工程、添加物等のデータ管理を行い食の品質・安全を担保しております。しかしながら、万一、表示内容に重大な誤り等が生じた場合には、信用の低下等を招き売上減少等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害について

当社の店舗が営業している地域で地震や大型台風等の自然災害が発生した場合は、店舗設備の損壊、社会インフラ、物流の寸断、避難勧告等の理由により、店舗の休業や営業時間の短縮を余儀なくされる場合があります。また自然災害による影響が長期化し、さらには消費意欲の低下、食材の高騰等が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用について

当社の共用資産及び事業用資産である直営店舗において、競合店の出現等、事業環境の変化により業績が悪化し、投資回収が困難になる場合には、減損損失を計上し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 差入保証金及び敷金について

当社は直営店舗について、主に建物等を賃借する形で出店しており、賃貸人が破綻等の状態に陥り継続的使用や債権の回収が困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 出店立地の調達について

当社は新規出店立地を、顧客需要、賃料、商圈人口、競合店の状況等を総合的に勘案し慎重に吟味した上で決定しておりますが、諸条件に合致する物件が調達できない場合には、出店計画が未達成となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報の管理について

当社は、顧客へのアンケート等を通じて多くの個人情報を保有しており、個人情報保護法令やガイドラインに沿った個人情報保護の観点から、その管理には万全を期しておりますが、万一、不正の発生等により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償問題の発生や信用の低下等が、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新型コロナウイルスの感染拡大について

当社は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、2020年3月下旬には、代表取締役社長を本部長とした緊急対策本部を本社に設置し、集合形式の会議や研修の開催、出張等を原則禁止とした他、直営店舗の営業時間の見直し等を行い感染拡大防止に努めておりました。

しかし、2021年1月には再度の緊急事態宣言が発出され、ほぼ全ての直営店舗の営業を自粛もしくは営業内容の大幅な見直しを実施した他、当社グループ加盟店に対しては、緊急事態宣言期間の営業自粛の要請や持続化給付金等のサポート案内、一定期間のロイヤリティ免除や減額等を実施してまいりました。

また、この新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響が終息し、居酒屋等を含む外食需要の落ち込みが回復する迄には、一定の期間を要するものと想定し、まずは手許資金の強化・確保を図るべく、2020年5月末日迄に、複数の金融機関から総額2,100百万円の資金調達を実施いたしました。なお、2021年4月、5月が返済期限の当該資金調達について、同額の借換を実施しており、重要な資金繰りの懸念はありません。

現時点において、当社は、一定の仮定に基づいて、固定資産に関する減損損失等、会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点において、そのリスクへの対策は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営環境及び対処すべき課題 新型コロナウイルス感染症への対応」記載のとおりです。

(12) 有利子負債の依存度について

当社の2021年3月31日現在における有利子負債残高は2,100百万円であり、有利子負債依存度は46.0%であります。金融情勢の変化等により市場金利が上昇した場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況の概要は以下のとおりであります。

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う2020年4月の緊急事態宣言発出や外出自粛要請等により、急速に悪化いたしました。緊急事態宣言解除後は、段階的な経済活動の再開に伴って徐々に回復傾向にあったものの、2021年1月には再度の緊急事態宣言が発出されるなど、未だ収束の見通しは立っておらず依然として、先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた休業、営業時間の短縮要請、及び酒類の提供制限に応じた営業形態での影響と、不要不急の外出自粛や大人数での飲食を控える傾向から、来客数の大幅な落ち込みへとつながり、極めて厳しい事業環境が続きました。デリバリーサービス及びテイクアウト販売の需要は高まりましたが、多くの事業者の参入により競争が激化しております。

このような状況の中、当社はお客様や従業員の安全を考慮し、感染防止対策と店舗の衛生管理を徹底した上で、お客様の満足度向上に努めるべく、食事需要の高い業態「餃子食堂マルケン」の強化に注力し、直営店では新規出店1店舗、既存業態からの業態変更を16店舗、FC加盟店においては新規出店1店舗を開業すると共に、中食需要に向けた取り組みとして、デリバリーサービスの販売強化とテイクアウトメニュー拡充等により業績回復に向け努めてまいりました。しかしながら、足元の状況が非常に厳しいことから、損失を最小限に留められるよう、休業店舗の従業員の一時帰休等による人件費削減、家賃の減免交渉等、経費の削減を推し進めてまいりました。資金面においては、店舗の休業や業績低迷が長期化するリスクに備え、安定的な経営に資するよう、充分な手元流動性を確保すべく銀行からの資金調達を実施いたしました。

このような取り組みを行ってまいりましたが、当事業年度における経営成績は、売上高は38億68百万円（前年同期比53.7%減）、営業損失は9億16百万円（前年同期は営業損失1億12百万円）、経常損失は8億73百万円（前年同期は経常損失89百万円）、当期純損失は14億70百万円（前年同期は当期純損失3億61百万円）となりました。

(2) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当事業年度における売上高は38億68百万円、営業損失は9億16百万円、当期純損失は14億70百万円となりました。なお、当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、事業部門別の売上高の内訳を記載しております。

事業部門	金額(千円)	構成比(%)
料飲部門		
酔虎伝	254,521	6.6
八剣伝	1,120,902	29.0
居心伝	216,242	5.6
その他業態	798,944	20.7
料飲部門小計	2,390,610	61.8
FC部門		
ロイヤリティ等	263,844	6.8
FC部門小計	263,844	6.8
商品部門		
食材等販売	849,588	22.0
酒類等販売	155,657	4.0
商品部門小計	1,005,246	26.0
その他部門	208,339	5.4
合計	3,868,041	100.0

(売上高)

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う2020年4月以降の緊急事態宣言発出や、営業時間の短縮要請、外出自粛要請等により、多大な影響を受けております。

そのような状況におきまして、デリバリーサービス及びテイクアウトメニューの拡充に努めましたが、出店計画未達やFC加盟店の店舗数減少等の影響を受けた結果、当事業年度の売上高は、前年同期比53.7%減の38億68百万円となりました。

(営業損失)

営業損失は、原価管理及び経費削減に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高減少の影響額が大きく、9億16百万円の営業損失(前年同期は営業損失1億12百万円)となりました。

(当期純損失)

当期純損失は、特別利益として新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を含む4億66百万円を計上する一方、特別損失として店舗収益低下等による減損損失を含む10億32百万円を計上したことにより、14億70百万円の当期純損失(前年同期は当期純損失3億61百万円)となりました。

生産、受注及び販売の実績

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、事業部門区分ごとに記載しております。

当事業年度において、生産、受注及び販売の実績に著しい変動がありました。その内容等につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」をご参照願います。

(イ) 生産実績

当社は、生産を行っていないため、生産実績にかえて料飲部門の収容実績を記載しております。

料飲部門の業態別収容実績

業態別	店舗数	客席数 (千席)	前年同期比 (%)	来店客数 (千人)	前年同期比 (%)
酔虎伝	16	465	33.3	103	73.3
八剣伝	69	1,026	22.9	458	53.6
居心伝	22	297	46.4	95	79.8
その他業態	50	775	7.4	393	29.9
合計	157	2,565	22.4	1,051	56.4

- (注) 1 客席数は、各月末現在の各店舗客席数×営業日数として算出しております。
 2 店舗数には業態変更等を含む閉店56店舗(酔虎伝11店舗、八剣伝20店舗、居心伝16店舗、その他業態9店舗)が含まれております。

(ロ) 仕入実績

当事業年度の仕入実績は次のとおりであります。

事業部門別の仕入実績

事業部門	金額(千円)	前年同期比(%)
料飲部門		
酔虎伝	67,736	73.5
八剣伝	321,085	55.7
居心伝	55,733	80.1
その他業態	219,979	39.6
料飲部門小計	664,535	59.1
F C 部門		
ロイヤリティ等	19,583	60.6
F C 部門小計	19,583	60.6
商品部門		
食材等販売	743,205	42.1
酒類等販売	123,619	51.9
商品部門小計	866,824	43.7
その他部門	1,369	
合計	1,549,573	52.0

- (注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 その他部門の仕入実績は、協賛金による仕入値引き等によりマイナスとなっております。

(八) 受注状況

該当事項はありません。

(二) 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

事業部門別の販売実績

事業部門	金額(千円)	前年同期比(%)
料飲部門		
酔虎伝	254,521	74.4
八剣伝	1,120,902	54.6
居心伝	216,242	79.6
その他業態	798,944	38.0
料飲部門小計	2,390,610	58.9
F C 部門		
ロイヤリティ等	263,844	50.1
F C 部門小計	263,844	50.1
商品部門		
食材等販売	849,588	42.8
酒類等販売	155,657	49.1
商品部門小計	1,005,246	43.9
その他部門	208,339	7.5
合計	3,868,041	53.7

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

財政状態

(資産の部)

当事業年度末における資産は、主に新型コロナウイルス感染症の影響による不測の事態に備え手元資金を確保するために21億円の資金調達を行ったことによる、現金及び預金7億14百万円の増加、直営店の退店による店舗の減少及び減損損失計上等の影響による有形固定資産4億34百万円の減少により、前事業年度末に比べ3億49百万円増加し、45億63百万円となりました。

(負債の部)

当事業年度末における負債総額は、主に資金調達に伴う短期借入金21億円の増加により、前事業年度末に比べ18億16百万円増加し、35億63百万円となりました。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産は、主に当期純損失の計上により14億67百万円減少し、10億円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが12億54百万円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが1億30百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが20億99百万円の収入となったことにより、前事業年度末と比べて7億14百万円増加し、23億37百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、減少した資金は12億54百万円であります。これは主に税引前当期純損失14億39百万円の計上に加え、仕入債務の減少2億30百万円、減損損失の計上6億72百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は1億30百万円であります。これは主に有形固定資産の取得による支出1億30百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、増加した資金は20億99百万円であります。これは主に資金調達に伴う短期借入金21億円によるものであります。

（3）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、見積りが必要な事項につきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因に基づき、見積りや判断を行っております。しかしながら、見積り及び判断は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表（重要な会計方針）」に記載のとおりです。重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

新型コロナウイルス等の影響により、将来の営業活動から生ずる損益及びキャッシュ・フローが悪化し、回収可能価額が低下した場合には減損損失の計上が必要になる可能性があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度末の経営成績は、売上高につきましては、ご来店頂いたお客様にご満足いただける店舗創りを第一としてサービス力の向上等に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響を受け、既存直営店舗の売上高が前年比46.7%で着地したこと、加えて、当社グループ加盟店が25店舗退店し、それら加盟店からのロイヤリティ等収入が2億64百万円減少、そして、加盟店への食材・酒類等販売売上高が7億86百万円減少したこと等から、38億68百万円となり、前事業年度と比較して53.7%の減収で着地しました。営業利益及び経常利益につきましては、休業店舗の従業員の一時帰休等による人件費削減、家賃の減免交渉等を行った結果、販売費及び一般管理費が前事業年度と比して38.4%減少しましたが、売上高が減収となったことから、営業損失9億16百万円、経常損失8億73百万円となりました。当期純損失につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等含め特別利益4億66百万円計上した反面、投資回収力の低下に伴う減損損失を含む特別損失10億32百万円を計上したことから、当期純損失14億70百万円となりました。

資産合計につきましては、前事業年度末と比して3億49百万円増加し、45億63百万円となりました。また、負債合計につきましては、前事業年度末と比して18億16百万円増加し、35億63百万円となりました。当社の資産のうち、主なものは、現金及び預金23億37百万円、未収入金8億41百万円、有形固定資産6億31百万円、差入保証金3億53百万円となっております。また、負債のうち、主なものは、買掛金2億15百万円、短期借入金21億円、未払金3億83百万円、長期預り保証金3億11百万円となっております。当事業年度末の資産が増加している主な要因は、現金及び預金、未収入金が増加していることによりです。また負債の金額が増加している主な原因は、資金調達に伴う短期借入金21億円が増加していることによりです。純資産につきましては、前事業年度末と比して14億67百万円減少し、10億円となりました。この主な要因は、当期純損失14億70百万円を計上したことから利益剰余金が14億70百万円減少したことによりです。

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりです。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりです。

当社の資金需要のうち主なものは、原材料等の仕入資金の他、人件費、設備費及び一般管理費等の運転資金及び新規出店等の投資資金であり、自己資金及び短期借入金を財源としております。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による不測の事態に備えた予備資金として、2021年5月末迄に複数の金融機関から総額21億円の借換を行い、十分な資金の流動性を確保しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイズ契約

当社は、フランチャイズ加盟店との間で「酔虎伝チェーンフランチャイズ契約」・「八剣伝チェーンフランチャイズ契約」、「居心伝チェーンフランチャイズ契約」、「八右衛門チェーンフランチャイズ契約」、「串まんチェーンフランチャイズ契約」及び「餃子食堂マルケンチェーンフランチャイズ契約」を締結しております。

(1) 契約の内容 当社は、加盟店に対し居酒屋事業に必要な情報、知識、ノウハウ等を与えるとともに、店名・商号・商標・サービスマーク等の一定地域における独占権を与え、かつ開店後も継続的に指導し、加盟店はこれらの権利付与とサービスに対し対価を支払う。

(2) 加盟料、加盟保証金等

加盟料	:	「酔虎伝」及び「居心伝」は店舗坪数×50千円、「八剣伝」及び「八右衛門」は1,200千円、「串まん」及び「餃子食堂マルケン」は1,500千円。
加盟保証金	:	「酔虎伝」は店舗坪数×30千円、「八剣伝」及び「八右衛門」は800千円、「居心伝」及び「餃子食堂マルケン」は1,000千円、「串まん」は600千円。
マニュアル保証金	:	「酔虎伝」、「八剣伝」、「居心伝」、「八右衛門」及び「餃子食堂マルケン」は50千円。
ロイヤリティー	:	「酔虎伝」、「八剣伝」、「居心伝」、「八右衛門」及び「餃子食堂マルケン」は毎月の店舗売上高の一定料率。
パッケージ料	:	「串まん」は50千円。

(注) 上記のほか、地域により広告費を加盟店から徴収しております。

(3) 契約期間等

契約期間	:	フランチャイズ契約締結日より起算して「酔虎伝」は7年間、「八剣伝」、「居心伝」、「串まん」、「八右衛門」及び「餃子食堂マルケン」は5年間。
契約更新の条件	:	契約満了3ヶ月前に当社と加盟者の双方より契約を更新しない旨の書面による意思表示がない場合
更新期間	:	「酔虎伝」は5年、「八剣伝」、「居心伝」、「串まん」、「八右衛門」及び「餃子食堂マルケン」は3年。
契約更新料	:	「酔虎伝」、「八剣伝」、「居心伝」、「串まん」、「八右衛門」及び「餃子食堂マルケン」共に200千円。

(4) フランチャイズ店舗数 2021年3月31日現在の店舗数は、「酔虎伝」10店(関西地区5店、関東・東北地区1店、東海・北陸地区1店、中国・四国地区3店)、「八剣伝」226店(関西地区59店、関東・東北地区34店、東海・北陸地区34店、中国・四国地区97店、九州地区2店)、「居心伝」7店(関西地区3店、関東・東北地区1店、中国・四国地区3店)、「串まん」4店(関西地区3店、中国・四国地区1店)、「八右衛門」5店(中国・四国地区5店)、「餃子食堂マルケン」3店(中国・四国地区3店)であります。

(2) 多額な資金の借入に関する契約

当社は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業への影響を鑑み、手元資金の強化・確保を図るべく、複数の金融機関と合計2,100百万円の短期借入の借換契約を締結しました。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表等(重要な後発事象)」に記載しております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

料飲部門において新規業態開発を中心に新店を進め、「八剣伝」1店舗、「その他業態」2店舗を出店しました。当事業年度の設備投資の総額は134,257千円であります。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、設備の状況につきましては事業部門別に記載しております。

2 【主要な設備の状況】

当社は国内各地に101店の直営料飲店舗を運営しております。

また、国内に本社及び名古屋支店等の事務所等を有しております。

主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 料飲部門の主要な設備（業態別）

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
酔虎伝 住道駅前店 (大阪府大東市) ほか4店	料飲部門 (酔虎伝)	店舗設備	7,231	1,693		8,925	9(22)
八剣伝 八乙女駅前店 (仙台市泉区) ほか48店	料飲部門 (八剣伝)	店舗設備	71,880	5,103		76,983	62(93)
居心伝 上新庄店 (大阪府大阪市) ほか5店	料飲部門 (居心伝)	店舗設備	3,502	386		3,889	3(10)
備前今八右衛門 (岡山市北区) ほか40店	料飲部門 (その他業態)	店舗設備	282,751	58,432		341,184	62(81)

(2) その他設備

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (大阪市阿倍野区)	F C・その他 部門 (管理部門)	事務所	40,667	1,454	127,609 (239.47)	169,732	38(4)
名古屋支店 (名古屋市西区) ほか4ヶ所	F C・その他 部門 (管理部門)	事務所	5,121	1,772		6,893	6(0)
賃貸物件 (大阪市東成区) ほか2件	その他部門 (管理部門)	賃貸店舗	862		21,756 (57.23)	22,618	

(注) 1 従業員数は期末就業人員であり、パートタイマー等の臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 建設仮勘定、差入保証金及び長期前払費用は含んでおりません。

3 金額には消費税等は含めておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資計画については、投資効率、立地における将来予測、利益計画の進捗状況等を総合的に勘案して策定しておりますが、2021年3月31日時点では業績予想が未確定のため、設備投資計画は未定です。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,201,600
計	34,201,600

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,550,400	8,550,400	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,550,400	8,550,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年6月19日 (注)1		8,550,400		1,510,530	802,663	816,726

(注)1 2016年6月19日開催の定時株主総会において、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えました。この結果、資本準備金が802,663千円減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		19	22	107	23	13	13,859	14,043	
所有株式数(単元)		10,289	2,705	23,555	2,096	59	46,742	85,446	5,800
所有株式数の割合(%)		12.04	3.17	27.57	2.45	0.07	54.70	100.00	

(注) 1 自己株式522,110株のうち5,221単元は単元株として「個人その他」の欄に含まれており、10株は「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ14単元及び60株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
チムニー株式会社	東京都墨田区亀沢1-1-15	954	11.89
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	611	7.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	321	4.01
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野4-10-2	270	3.36
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	160	2.00
谷垣 雅之	大阪府大阪狭山市	141	1.76
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場2-3-3	113	1.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	102	1.28
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	102	1.27
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	84	1.05
計	-	2,862	35.65

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

- ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 321千株
- ・株式会社日本カストディ銀行 102千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 522,100		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,022,500	80,225	同上
単元未満株式	普通株式 5,800		同上
発行済株式総数	8,550,400		
総株主の議決権		80,225	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株(議決権14個)含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) マルシェ株式会社	大阪市阿倍野区阪南町 2 - 20 - 14	522,100		522,100	6.11
計		522,100		522,100	6.11

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	112	59,464
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	522,110		522,110	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一とし、業績の動向、財務面での健全性等を総合的に勘案して、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針です。

しかしながら、当事業年度は中間及び期末配当金においては多額の当期純損失を計上する結果となったことから、中間及び期末配当金を無配といたしました。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレートガバナンスに対する考え方

当社は、居酒屋チェーンを中心に展開する企業として、「心の診療所を創造する」を経営理念に掲げ、飲食の提供と飲食の場を介し、お客様同士の健全なコミュニケーションのお役立ちをし、希薄化する人々の絆を深め地域社会に貢献することを目的として、事業に取り組んでおります。当社がこの経営理念を達成するためには、全てのステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員等）の満足と信頼、支持を獲得するとともに、持続的な成長と企業価値の最大化を図ることが必要と考えております。そのため、コンプライアンス（倫理・法令遵守）を柱とし、内部統制・監査機能が強化されたガバナンス体制の整備を行い、経営の迅速性、透明性、健全性を確保するよう取り組んでおります。

また、そのような考えのもと、2015年6月1日以降、上場規程一部改正に伴い施行されたコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を十分に斟酌し、2015年12月4日に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定いたしました。

企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社を採用しております。当社の各機関及びその目的・役割は次のとおりであります。

<取締役会>

取締役会は、本報告書提出日現在、社外取締役2名を含む取締役4名で構成し、原則毎月1回開催しております。経営の監督機能に重点化した運営を行うことを方針とし、法令・定款に定める重要事項や取締役会規則で明文化した取締役会付議事項についての審議・決定を行うことに加え、全社的な業績や業務執行状況、リスク管理委員会からの報告に対し、助言・審議・監督を行っております。

議長及び構成員は次のとおりです。

加藤洋嗣（議長：代表取締役社長）

熨斗和之（業務執行取締役）、持永政人（社外取締役）、山内英靖（社外取締役）

<監査役会>

監査役会は、本報告書提出日現在、社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議することを目的として、原則2ヶ月に1回開催しております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。そのために、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、独立の立場から取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の行為の差し止め等、必要な措置を適時に講じます。

議長及び構成員は次のとおりです。

津呂祐次（議長：常勤監査役）

田浦清（社外監査役）、岩田潤（社外監査役）

<経営委員会>

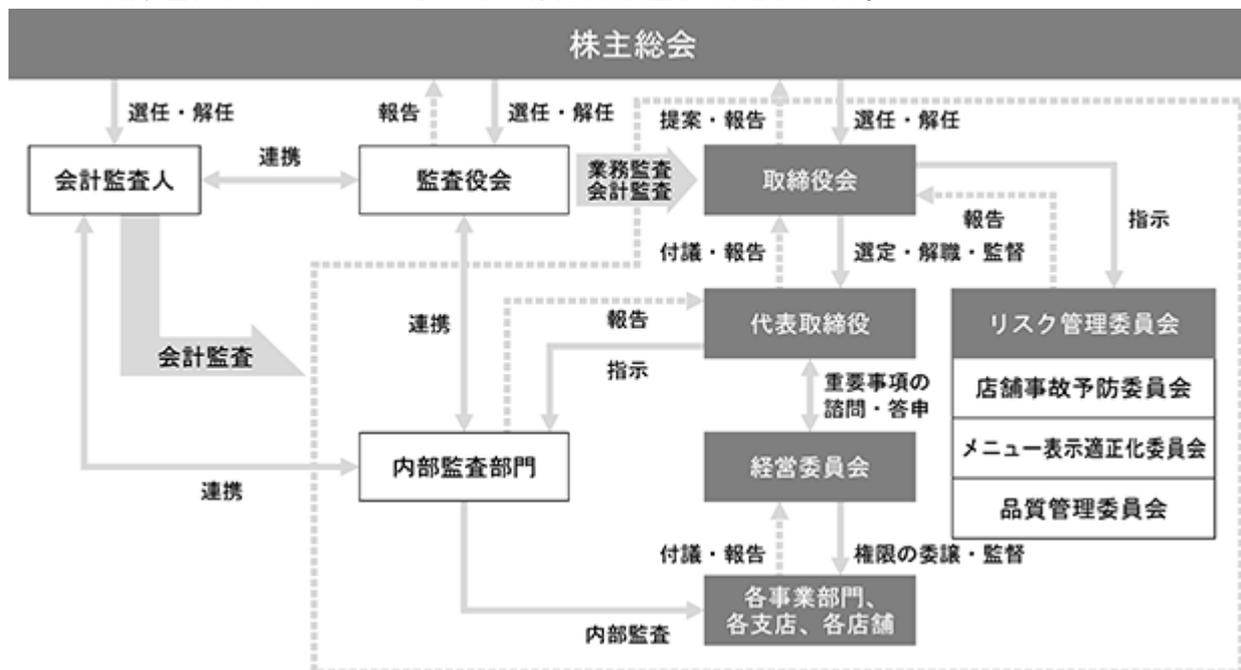
経営委員会は、経営の全般的試行についての方針並びに計画の立案、その他調査、研究、企画、管理、連絡、調整を行う代表取締役社長の諮問機関として、社長決裁事項及び経営の基本的な重要事項等の協議、決定を行い、経営に関する重要事項の報告を受けること、及び、業務担当取締役・執行役員・部門長等の役職者が各事業・エリアの業務執行を分掌し「部分最適」を図る一方、経営の「全体最適」を図ることを目的として、毎月1回以上開催しております。

<リスク管理委員会>

リスク管理委員会は、取締役会の指示に基づいて代表取締役社長を委員長として設置する委員会であり、当社グループのリスク管理全体の方針を検討及び承認、全社的なリスク評価結果の検討及び承認、リスク対策の決定及び是正指示、全社的なリスク管理全体の点検及び改善等を行うことを目的として毎月1回以上開催し、且つ、適宜、その内容を取締役に報告しております。

また、機動性・柔軟性を担保する目的から、委員会直下に、委員長より任命された者で構成する「店舗事故予防委員会」「品質管理委員会」「メニュー表示適正化委員会」を設置しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



企業統治の体制を採用する理由

当社の業務につき高い知識と経験を有する社内取締役を中心として実態に即した経営にあたることで、経営の効率性及び有効性を高めるために効果的であると判断する一方で、経営の透明性と健全性を担保するべく、独立性の高い社外取締役2名を選任し、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、監査役については、当社業務に精通した社内監査役を常勤監査役に選任する一方で、独立性が高い社外監査役（公認会計士・弁護士）2名を選任し、監査役監査の実効性を担保しております。

内部統制システム、リスク管理等の整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議し、その体制を整備、運用しております。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため、行動指針として「マルシェ行動基準」を定め全役職員に周知徹底する。
 - ロ 企業倫理委員会を設置し、法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 - ハ 法令、諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外弁護士及び第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
 - ニ 内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役会に対しその結果を報告する。
 - ホ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の關係を持つことのない体制を整えると共に、不当要求があった場合は、人事総務部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に保存し管理する。
 - ロ 取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社及び子会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクの管理を行う。
 - ロ リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社のリスクを統括、管理する。
 - ハ リスク管理委員会の直下に店舗事故予防委員会を設置し、店舗における事故を未然に防止する。
 - ニ 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にその管理状況を報告する。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- イ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
 - ロ 取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化のため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び子会社全体を網羅的・統括的に管理する。
 - ロ 子会社を管理する部署を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。
 - ハ 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。
- (f) 財務報告の適正性を確保するための体制
- イ 経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。
 - ロ 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正且つ適時に財務報告を行う。
 - ハ 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握、記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
 - ニ 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。

- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
 - ロ 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。
 - ハ 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。
 - ニ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとし、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を必要とする。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - ロ 取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて自己の職務執行の状況を報告する。
 - ハ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生又は発生する虞があるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役にその都度直ちに報告する。
 - ニ 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
 - ホ 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。
- (i) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。
 - ロ 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制を図る。
 - ハ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

<運用状況の概要>

当社では、上記に掲げた基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

(a) 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催し、各議案についての審議、業務執行の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また代表取締役社長を筆頭として、社内取締役・各執行役員・部門長が職務権限規程や業務分掌規程に従い、各事業・各エリアを統括して業務執行・監督を担い部分最適を図る一方、毎月1回、取締役の他各執行役員・部長が出席する経営委員会を通じて全体最適を図ることにより、業務執行の適正性や効率性を確保しております。

(b) 監査役の職務執行

監査役は、当事業年度において監査役会を9回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営委員会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に意見交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(c) リスク管理体制

当社はP D C Aサイクルでリスクマネジメントを実践し、事業の継続・安定的発展の確保に努めております。そのため「リスクマネジメント規程」を策定し、取締役会の直下に代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避・低減・移転に努めております。

また、リスク管理委員会直下に、店舗事故予防を目的とした店舗事故予防委員会、メニュー表記の合法性や合理性を確保することを目的としたメニュー表示適正化委員会、及び食の安全安心確保を目的とした品質管理委員会を設置し、柔軟且つ機動的にリスク管理に努めております。

(d) コンプライアンス

当社は、当社役職員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報規程に基づいて報告した通報者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

(e) 内部監査

社長直轄で独立した部門として内部監査室を設置し、年間内部監査計画や社長特命の下、当社各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施しております。

当社定款における定め概要

イ 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との損害賠償責任に関する定款の定め

当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

当該定款規定に基づき、当社は社外取締役山内英靖氏、社外取締役持永政人氏、監査役津呂祐次氏、社外監査役田浦清氏及び社外監査役岩田潤氏と責任限定契約を締結しております。

ロ 取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨定款に定めております。

ハ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ニ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

a 当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に機動的に対応し、効率的な運営を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b 当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

c 当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ホ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	加藤 洋嗣	1973年9月8日生	1996年4月 当社入社 2011年4月 当社関西八剣伝統括次長就任 2014年1月 当社執行役員西日本営業本部関西八剣伝統括部長就任 2014年4月 当社執行役員社長就任 2014年6月 当社代表取締役社長就任 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員(関西八剣伝事業部長)就任 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員就任 2015年6月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	10
取締役	熨斗 和之	1966年6月14日生	1987年4月 当社入社 2000年4月 当社福岡支店支店長就任 2002年4月 当社八剣伝FC部次長就任 2007年4月 当社名古屋支店支店長就任 2011年4月 当社酔虎伝部次長就任 2016年4月 当社メニュー開発部長就任 2017年4月 当社執行役員(メニュー開発部長) 2019年4月 2020年4月 当社執行役員(商品本部長兼新業態開発部長)就任 2020年6月 当社取締役(商品本部長兼新業態開発部長)就任(現任)	(注)3	8
取締役	持永 政人	1956年9月2日生	1981年4月 藤田観光(株)入社 2002年4月 同社人事部長 2003年3月 東京ベイ有明ワシントンホテル総支配人 2006年3月 フォーシーズンズホテル椿山社東京総支配人 2010年4月 摂南大学 経済学部教授(現任) 2011年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	5
取締役	山内 英靖	1962年11月15日生	1985年4月 (株)やまや入社 2002年6月 同社専務取締役営業本部長就任 2004年6月 やまや商流(株)取締役就任(現任) 2005年6月 (株)やまや代表取締役社長就任 2006年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員就任 2008年7月 やまや関西(株)代表取締役社長就任(現任) 2012年8月 やまや北陸(株)(現 やまや東日本(株))代表取締役社長就任(現任) 2016年3月 チムニー(株)代表取締役会長就任(現任) 2018年11月 (株)つば八代表取締役会長就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任) 2020年7月 (株)やまや代表取締役会長就任(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	津呂 祐次	1942年3月3日生	1997年3月 藤田観光(株)太閤園総支配人 1998年12月 藤田ホテルサービス(株)(現 (株)フェアトン)常務取締役就任 2001年11月 (株)フェアトン常勤監査役就任 2003年10月 当社社広報担当顧問 2004年2月 当社社長室顧問 2004年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)5	
監査役	田浦 清	1934年6月13日生	1966年4月 弁護士登録 1980年4月 田浦清法律事務所設立同所長就任(現任) 1989年5月 学校法人明浄学院理事・評議員就任 1998年6月 武田薬品工業(株)監査役就任 1999年6月 当社監査役就任(現任) 2008年6月 財団法人発酵研究所(現 公益財団法人発酵研究所)監事就任	(注)4	
監査役	岩田 潤	1969年12月23日生	1992年10月 青山監査法人(現 PwCあらた監査法人)入所 1996年3月 公認会計士登録 1999年1月 プライスウォーターハウス税務事務所(現 PwC税理士法人)入所 2001年9月 岩田公認会計士事務所設立同所長就任(現任) 2005年6月 当社監査役就任(現任) 2008年10月 B T J 税理士法人設立同代表社員就任(現任) 2010年1月 アトラ株式会社社外監査役就任 2011年8月 株式会社ドーン社外取締役就任 2016年8月 株式会社ドーン取締役就任(現任) 2017年3月 アトラ株式会社社外取締役監査等委員就任(現任)	(注)4	
計					24

- (注) 1 取締役持永政人、山内英靖は、「社外取締役」であります。
 2 監査役田浦清、岩田潤は、「社外監査役」であります。
 3 2021年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 4 2021年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5 2020年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

<社外役員の独立性判断基準>

- (1)当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」と総称する)の業務執行者(1)または過去10年間(但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことのある者)にあつては、それらの役職への就任の前10年間)において当社グループの業務執行者であった者
- (2)当社グループを主要な取引先とする者(2)またはその業務執行者
- (3)当社グループの主要な取引先(3)またはその業務執行者
- (4)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(4)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
- (5)当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- (6)当社グループから一定額を超える寄附または助成(5)を受けている者(当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者)
- (7)当社グループが借入れを行っている主要な金融機関(6)またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- (8)当社グループの主要株主(7)または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- (9)当社グループが主要株主である会社の業務執行者

(10)当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者

(11)過去3年間において上記(2)から(10)に該当していた者

(12)上記(1)から(11)に該当する者（重要な地位にある者（8）に限る）の近親者等（9）

1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。

2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者

3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者

4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。

5 一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。

6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。

8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

社外取締役に、取締役会の一員として意思決定に参画するとともに、監視・監督的機能を発揮することを、また、社外監査役には、取締役の職務の執行に対する監査を独立した立場から厳正に行うことを期待しております。社外取締役及び社外監査役は、会社法に基づく内部統制システムの運用状況、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価状況、内部監査の状況等を、取締役会等において聴取するとともに、会計監査の監査報告の内容を確認しております。

社外取締役持永政人氏は、現在、摂南大学経済学部教授を兼任しておりますが、労務管理、教育研修、サービス業全般についての豊富な知識と経験を当社に活かしていただくため、会社法第2条第15号の社外取締役に選任しております。

また、同氏は、2021年3月31日時点で、当社株式5千株（当社発行済株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合0.07%）を有しておりますが、当社「社外役員の独立性基準」に抵触しないことから、当社と資本的関係を有していないと判断しております。

その他、当社との間で、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役山内英靖氏は、(株)やまや、チムニー(株)及び(株)つば八の代表取締役を兼務しておりますが、経営者としての豊富な知識と経験を当社に活かしていただくため、会社法第2条第15号の社外取締役に選任しております。

同氏は、現在、チムニー(株)の代表取締役を兼任しております。チムニー(株)は、2021年3月31日時点で、当社の株式954千株（当社発行済株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合11.89%）を有している筆頭主要株主であり、且つ、当社とチムニー(株)間において、2017年6月27日付けで資本業務提携契約を締結していることから、当社との間で、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係を有しております。

社外監査役田浦清氏は、田浦清法律事務所所長を兼務しておりますが、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見と豊富な経験を当社に活かしていただくため、会社法第2条16号の社外監査役に選任しております。

同氏は、当社との間で、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係を有しておりません。

社外監査役岩田潤氏は、岩田公認会計士事務所所長、B T J 税理士法人代表社員、株式会社ドーン取締役及びアトラ株式会社社外取締役監査等委員を兼任しておりますが、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関

する相当程度の知見と豊富な経験を当社に活かしていただくため、会社法第2条16号の社外監査役に選任しております。

同氏は、当社との間で、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監査又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は内部監査部門と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図っております。

また、監査役は会計監査人と定期的に意見交換及び情報の聴取を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど連携を保っております。加えて監査終了後においては、監査実施概要及び監査結果についての報告を受けております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成しており、社外監査役の内1名は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社における監査役監査は、常勤監査役が、毎年、監査役会を招集し、事前に監査の方針、監査計画、監査の方法等（以下、「監査方針等」という。）を協議し決定した上、実施しております。

常勤監査役は、当該「監査方針等」に基づき、取締役会の他経営委員会等の重要会議に出席する他、代表取締役を含む業務執行取締役、執行役員、各部門長等に対し担当業務におけるリスク・課題等の聴取や内部監査人との意見交換等を行い、実効性の高い監査・監督を担っています。また、定期的に会計監査人からの監査方針及び監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告を受け、相互連携を図っております。

各監査役は、原則月1回開催する取締役会に出席し、適宜、発言を行っている他、監査役会を原則2ヶ月に1回開催し、監査の実効性確保に努めております。

当事業年度において、当社は監査役会を9回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
津呂 祐次	9回	9回
田浦 清	9回	9回
岩田 潤	9回	9回

内部監査の状況

当社の内部監査の組織は、内部監査室1名で構成されております。内部監査につきましては、年度監査計画に基づき、店舗、支店、商品部門及び管理部門等の各部門の監査を行い、監査の結果を社長に報告するとともに、指摘改善事項があれば、社長は被監査部門等に対し、改善の指示を行います。

内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と適宜情報交換を実施しており、必要に応じて連携が図られております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任あずさ監査法人

b 継続監査期間

1996年以降。

c 業務を執行した公認会計士について

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、黒川智哉氏及び久世雅也氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他5名、合計10名より継続して監査を受けております。

d 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人の概要監査の実施体制等、監査報酬の見積額について書面を入手し、面談・質問等を通じて選定しております。

また、監査役会は監査法人の独立性をはじめ職業的専門家としての適格性、当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制などを総合的に勘案した結果、適任と判断したためです。

e 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査役とのコミュニケーション、経営者との関係のいずれの項目においても特段の問題はないとの評価をしております。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
18,000		18,000	1,500

当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」適用に関する指導・助言業務であります。

(その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

方針として定めてはおりませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

(監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由)

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画・監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関して、1991年11月5日の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内(但し、使用人部分は含まない)、2006年6月25日開催の定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会が決定する権限を有しております。当社の取締役の報酬等は、基本報酬のみであり、その権限の内容及び裁量範囲は、上記株主総会で決議された範囲内で、取締役会にて職位別に定められた基本額とその職務に応じて算出された職務報酬との合計額に所定の業績

評価を加算した額を、毎月支払っております。当事業年度における取締役の報酬等の決定は、取締役会が代表取締役社長に一任し、代表取締役社長が上記方針にもとづき個々の取締役の報酬を決定しております。監査役につきましては、監査役会にて決定した基準に従って算定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	22,320	22,320				3
監査役 (社外監査役を除く)	6,000	6,000				1
社外役員	13,800	13,800				5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、業務提携、取引と長期的な関係維持・強化等事業戦略上の必要性を総合的に勘案し、持続的な成長と企業価値の向上に資するために保有している株式を純投資以外の目的である株式とし、それ以外を純投資目的である株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容
 当社は、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性を総合的に勘案し、持続的な成長と企業価値を向上させるため、上場株式を政策的に保有しております。また、毎年取締役会において、銘柄毎に保有目的が適切か、保有株式の適切性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を精査するとともに、そうした検証をしております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	4	12,171

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	2,000	2,000	取引関係強化を図るため保有しております。 定量的な保有効果は、受取配当金390千円等 です。	無
	8,014	5,246		
(株)三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	3,840	3,840	取引関係強化を図るため保有しております。 定量的な保有効果は、受取配当金96千円等 です。	無
	2,272	1,547		
チムニー(株)	500	500	店舗の運営方法や業界情報の共有等、業務提 携関係の維持・強化のため保有してありま す。	有
	658	816		
(株)やまや	500	500	店舗の運営方法や業界情報の共有等、業務提 携関係の維持・強化のため保有してありま す。定量的な保有効果は、受取配当金23千円 等です。	無
	1,227	1,006		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,622,948	2,337,859
売掛金	317,655	202,716
商品及び製品	13,361	22,397
原材料及び貯蔵品	39,805	25,426
前払費用	82,377	54,590
未収入金	92,217	841,064
その他	9,888	11,031
貸倒引当金	3,258	3,551
流動資産合計	2,174,997	3,491,535
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,673,332	2,747,620
減価償却累計額	2,905,484	2,336,435
建物(純額)	767,847	411,185
構築物	55,942	36,377
減価償却累計額	34,574	35,543
構築物(純額)	21,367	833
工具、器具及び備品	660,639	534,908
減価償却累計額	583,348	466,064
工具、器具及び備品(純額)	77,290	68,843
土地	198,805	149,366
建設仮勘定	-	1,000
有形固定資産合計	1,065,310	631,228
無形固定資産	104,413	35,580
投資その他の資産		
投資有価証券	8,616	12,171
出資金	40	10
長期貸付金	14,858	11,514
破産更生債権等	10,037	9,930
長期前払費用	21,906	9,466
差入保証金	818,277	353,583
その他	22,205	29,810
貸倒引当金	26,683	21,519
投資その他の資産合計	869,259	404,968
固定資産合計	2,038,982	1,071,776
資産合計	4,213,980	4,563,312

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	445,155	215,003
短期借入金	-	2,100,000
未払金	346,161	383,494
未払費用	6,471	3,037
未払法人税等	39,411	29,000
前受金	2,330	2,082
預り金	62,547	46,414
前受収益	43,186	27,812
賞与引当金	43,981	19,385
株主優待引当金	34,963	63,613
資産除去債務	16,430	153,589
その他	77,547	6,784
流動負債合計	1,118,188	3,050,217
固定負債		
繰延税金負債	11,530	5,901
資産除去債務	189,657	108,726
長期預り保証金	342,250	311,316
その他	84,605	87,035
固定負債合計	628,044	512,979
負債合計	1,746,232	3,563,196
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,510,530	1,510,530
資本剰余金		
資本準備金	816,726	816,726
その他資本剰余金	802,663	802,663
資本剰余金合計	1,619,390	1,619,390
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	209,788	1,679,828
利益剰余金合計	209,788	1,679,828
自己株式	453,319	453,378
株主資本合計	2,466,812	996,712
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	935	3,402
評価・換算差額等合計	935	3,402
純資産合計	2,467,748	1,000,115
負債純資産合計	4,213,980	4,563,312

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	8,362,067	3,868,041
売上原価		
商品及び原材料期首たな卸高	44,117	45,591
当期商品及び原材料仕入高	3,229,804	1,549,573
合計	3,273,922	1,595,164
商品及び原材料期末たな卸高	45,591	42,307
売上原価合計	3,228,331	1,552,857
売上総利益	5,133,735	2,315,184
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	2,020,843	1,224,339
法定福利費	198,853	159,732
賞与引当金繰入額	43,981	17,340
貸倒引当金繰入額	1,464	468
株主優待引当金繰入額	34,963	63,613
不動産賃借料	566,715	372,499
減価償却費	215,819	122,910
業務委託料	469,689	100,673
その他	1,693,850	1,169,734
販売費及び一般管理費合計	5,246,181	3,231,313
営業損失()	112,445	916,128
営業外収益		
受取利息	953	719
受取配当金	494	509
受取家賃	18,761	9,406
解約返戻金	4,510	9,211
受取奨励金	-	4,250
雇用調整助成金	-	1 14,656
その他	11,605	16,516
営業外収益合計	36,324	55,269
営業外費用		
支払利息	-	10,891
貸倒引当金繰入額	3,774	-
営業支援金	7,976	-
その他	1,296	1,387
営業外費用合計	13,047	12,278
経常損失()	89,169	873,137
特別利益		
固定資産売却益	2 4,090	2 7,911
雇用調整助成金	-	1 141,403
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	-	284,438
受取補償金	3 92,813	3 32,763
特別利益合計	96,903	466,516
特別損失		
固定資産除却損	4 16,812	4 33,626
固定資産売却損	5 0	5 7,468
減損損失	6 310,553	6 672,759
賃貸借契約解約損	6,879	12,094
特別退職金	-	15,174
新型コロナウイルス感染症による損失	-	7 291,586
特別損失合計	334,245	1,032,709
税引前当期純損失()	326,510	1,439,330
法人税、住民税及び事業税	39,665	37,426

法人税等調整額	4,761	6,716
法人税等合計	34,904	30,709
当期純損失()	361,414	1,470,040

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,510,530	816,726	802,663	1,619,390	231,910	231,910
当期変動額						
剰余金の配当					80,284	80,284
当期純損失()					361,414	361,414
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	441,698	441,698
当期末残高	1,510,530	816,726	802,663	1,619,390	209,788	209,788

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	453,319	2,908,511	3,488	3,488	2,911,999
当期変動額					
剰余金の配当		80,284			80,284
当期純損失()		361,414			361,414
自己株式の取得	-	-			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			2,552	2,552	2,552
当期変動額合計	-	441,698	2,552	2,552	444,251
当期末残高	453,319	2,466,812	935	935	2,467,748

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,510,530	816,726	802,663	1,619,390	209,788	209,788
当期変動額						
剰余金の配当					-	-
当期純損失()					1,470,040	1,470,040
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	1,470,040	1,470,040
当期末残高	1,510,530	816,726	802,663	1,619,390	1,679,828	1,679,828

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	453,319	2,466,812	935	935	2,467,748
当期変動額					
剰余金の配当		-			-
当期純損失()		1,470,040			1,470,040
自己株式の取得	59	59			59
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			2,466	2,466	2,466
当期変動額合計	59	1,470,099	2,466	2,466	1,467,632
当期末残高	453,378	996,712	3,402	3,402	1,000,115

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	326,510	1,439,330
減価償却費	215,819	122,910
賞与引当金の増減額(は減少)	25,026	24,596
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,239	4,871
株主優待引当金の増減額(は減少)	4,903	28,649
受取利息及び受取配当金	1,447	1,228
支払利息	-	10,891
固定資産売却損益(は益)	4,090	443
受取補償金	92,813	32,763
減損損失	310,553	672,759
特別退職金	-	15,174
固定資産除却損	16,812	33,626
新型コロナウイルス感染症による損失	-	291,586
雇用調整助成金	-	156,059
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	-	284,438
売上債権の増減額(は増加)	105,468	114,939
たな卸資産の増減額(は増加)	2,613	5,342
仕入債務の増減額(は減少)	324,958	230,151
その他の流動資産の増減額(は増加)	16,373	91,561
その他の流動負債の増減額(は減少)	54,854	123,707
その他	28,939	40,600
小計	218,830	1,133,873
補償金の受取額	86,324	51,052
雇用調整助成金の受取額	-	84,909
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の受取額	-	52,840
特別退職金の支払額	-	15,174
新型コロナウイルス感染症による損失の支払額	-	259,598
利息及び配当金の受取額	1,214	992
利息の支払額	-	10,891
法人税等の支払額	68,490	25,061
営業活動によるキャッシュ・フロー	199,781	1,254,805
投資活動によるキャッシュ・フロー		
差入保証金の差入による支出	8,157	3,360
差入保証金の回収による収入	12,618	110,281
有形固定資産の取得による支出	327,149	130,897
有形固定資産の売却による収入	11,888	21,066
有形固定資産の除却による支出	55	-
無形固定資産の取得による支出	36,860	2,477
資産除去債務の履行による支出	9,370	120,716
その他	8,791	3,908
投資活動によるキャッシュ・フロー	365,877	130,011
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	2,100,000
配当金の支払額	80,485	212
自己株式の取得による支出	-	59
財務活動によるキャッシュ・フロー	80,485	2,099,727
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	646,144	714,911
現金及び現金同等物の期首残高	2,269,093	1,622,948
現金及び現金同等物の期末残高	1,622,948	2,337,859

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年から50年

その他の有形固定資産 2年から50年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

支出の効果が及ぶ期間で均等償却をしております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えて、支給見込額基準により計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

(有形固定資産、無形固定資産に対する減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

有形固定資産	631,228
無形固定資産	35,580

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の、料飲部門については店舗を、その他の事業については事業をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしております。また、遊休資産及び売却予定資産については、物件毎にグルーピングしております。

料飲部門について、閉鎖を決定した店舗及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは新型コロナウイルス感染症の影響や販売施策、コスト削減施策などを織り込んでおりますが、このうち、新型コロナウイルス感染症による売上高への影響を、2022年3月期以降徐々に回復するものと仮定して見積っております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況に影響を受け、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首利益剰余金及び営業利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた102,106千円は、「未収入金」92,217千円、「その他」9,888千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「資産除去債務の履行による支出」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた 18,162千円は、「資産除去債務の履行による支出」 9,370千円、「その他」 8,791千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

偶発債務

1. 保証債務

前事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(3名)	8,184	銀行借入金
フランチャイズ契約者(23社、8名)	39,957	仕入債務

当事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(2名)	5,953	銀行借入金
フランチャイズ契約者(22社、16名)	30,945	仕入債務

(損益計算書関係)

1 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い支給した休業手当等に関して、雇用調整助成金の特例措置の適用を受けた金額156,059千円のうち、新型コロナウイルス感染症による損失に対応した金額141,403千円を特別利益に計上しております。

2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	3,640	6,476
工具、器具及び備品	450	1,434
計	4,090	7,911

3 受取補償金

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

土地開発等による退去に係る補償金です。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

土地開発等による退去に係る補償金です。

4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	1,309	33,137
工具、器具及び備品	583	487
電話加入権	14,864	
その他	55	1
計	16,812	33,626

5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物		6,624
工具、器具及び備品	0	743
その他		100
計	0	7,468

6 減損損失

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地区	場所	用途	建物	土地	工具器具備品等	減損損失
関東地区	所沢市等3件	店舗	19,615		908	20,523
中部地区	名古屋市等3件		34,195		1,010	35,206
関西地区	大阪市等18件		130,734		13,288	144,022
中四国地区	広島市等3件		40,432		1,930	42,362
九州地区	熊本市等3件		66,211		2,227	68,438
合計	30件		291,188		19,365	310,553

当社は、料飲部門については店舗を、その他の事業については事業をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしております。また、遊休資産及び売却予定資産については、物件毎にグルーピングしております。

料飲部門について、閉鎖を決定した店舗及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループ毎の回収可能価額は使用価値（割引率3.19%）または正味売却価額（処分見込額）により測定しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地区	場所	用途	建物	土地	工具器具備品等	減損損失
東北地区	仙台市等4件	店舗	26,994		1,367	28,361
関東地区	所沢市等7件		117,401		4,746	122,148
中部地区	名古屋市等4件		38,579		1,884	40,463
関西地区	大阪市等37件	店舗・本社	321,510	49,439	91,301	462,250
中四国地区	広島市等3件	店舗	10,018		1,419	11,438
九州地区	熊本市等3件		7,418		678	8,097
合計	58件		521,922	49,439	101,398	672,759

当社は、料飲部門については店舗を、その他の事業については事業をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしております。また、遊休資産及び売却予定資産については、物件毎にグルーピングしております。

料飲部門について、閉鎖を決定した店舗及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、本社の土地建物については、市場価格が著しく下落しており、当該土地建物などの共用資産を含むより大きな単位の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、共用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループ毎の回収可能価額は使用価値（割引率4.30%）または正味売却価額（処分見込額）により測定しております。

7 新型コロナウイルス感染症による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等により、店舗の臨時休業を行ってまいりました。店舗の休業期間中に発生した固定費（人件費、地代家賃、減価償却費）を特別損失として291,586千円計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	8,550			8,550

2 自己株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	521			521

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月22日 定時株主総会	普通株式	40,142	5	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	40,142	5	2019年9月30日	2019年12月9日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	8,550			8,550

2 自己株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	521	0		522

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、自己資金により調達しており、一時的な余剰資金は短期的な預金用に限定しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達していません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの残高管理を行うとともに、経理部経理課において未回収リストを作成のうえ毎月の経営委員会で報告しております。

差入保証金は主に店舗の賃借に係るものであります。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

長期預り保証金は主に加盟店契約に係るものであります。

短期借入金は主に短期的な運転資金であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2を参照ください。)

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,622,948	1,622,948	
(2) 売掛金	317,655		
貸倒引当金(*1)	3,258		
	314,397	314,397	
(3) 未収入金	92,217	92,217	
資産計	2,029,563	2,029,563	
(1) 買掛金	445,155	445,155	
(2) 短期借入金			
(3) 未払金	346,161	346,161	
負債計	791,316	791,316	

(*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,337,859	2,337,859	
(2) 売掛金	202,716		
貸倒引当金(*1)	3,551		
	199,164	199,164	
(3) 未収入金	841,064	841,064	
資産計	3,378,089	3,378,089	
(1) 買掛金	215,003	215,003	
(2) 短期借入金	2,100,000	2,100,000	
(3) 未払金	383,494	383,494	
負債計	2,698,497	2,698,497	

(*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
差入保証金	818,277	353,583
長期預り保証金	342,250	311,316

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,622,948			
売掛金	317,655			
未収入金	92,217			
合計	2,032,822			

当事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,337,859			
売掛金	202,716			
未収入金	841,064			
合計	3,381,640			

(注) 4 短期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,100,000					

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度18,663千円、当事業年度17,210千円であります。

上記以外に、特別退職金として15,174千円を特別損失に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	13,458	5,931
貸倒引当金	9,162	7,671
株主優待引当金	10,698	19,465
未払事業税	6,958	6,441
未払事業所税	2,200	1,736
未払役員退職慰労金	13,501	13,501
減損損失	137,130	177,115
資産除去債務	63,063	80,268
繰越欠損金(注)2	602,034	991,092
その他	29,134	23,453
繰延税金資産小計	887,343	1,326,679
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	602,034	991,092
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	285,309	335,587
評価性引当額小計(注)1	887,343	1,326,679
繰延税金資産合計		
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	412	1,500
建物	11,117	4,401
繰延税金負債合計	11,530	5,901
繰延税金負債純額	11,530	5,901

(注)1 評価性引当額が439,336千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が389,058千円増加したことに伴うものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	180,941	347,209	-	73,883	602,034
評価性引当額	-	-	180,941	347,209	-	73,883	602,034
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	180,941	347,209	-	780	462,160	991,092
評価性引当額	-	180,941	347,209	-	780	462,160	991,092
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は利付国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	196,552	206,088
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,870	1,394
有形固定資産の除却による減少	12,323	151,136
見積りの変更による増加額	7,484	205,600
その他	504	368
期末残高	206,088	262,316

不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。これによる増加額205,600千円を変更前の資産除去債務に加算しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当社は、セグメント情報を記載していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、セグメント情報を記載していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は、セグメント情報を記載していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社は、セグメント情報を記載していないため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	307円38銭	124円57銭
1株当たり当期純損失金額()	45円02銭	183円11銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2 1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失金額()(千円)	361,414	1,470,040
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失金額()(千円)	361,414	1,470,040
期中平均株式数(株)	8,028,402	8,028,361

(重要な後発事象)

(多額の資金の借換)

当社は、2021年4月、5月が返済期限の短期借入金について、各金融機関と借換を行うことを2021年4月12日開催の取締役会において決議し、借換を行いました。

- (1) 資金の用途 新型コロナウイルス感染症の影響による不測の事態に備えた予備資金
- (2) 借入先 取引先金融機関5社
- (3) 借入金額 2,100百万円
- (4) 借入利率 基準金利+スプレッド
- (5) 借入実行日 2021年5月末
- (6) 借入期間 5ヶ月又は6ヶ月
- (7) 担保等の有無 無担保・無保証

上記には、2021年4月末日付けで取引先金融機関1社からの500百万円の借換も含んでおります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	3,673,332	336,636	1,262,347 (521,922)	2,747,620	2,336,435	110,611	411,185
構築物	55,942		19,564 (19,361)	36,377	35,543	1,170	833
工具、器具及び備品	660,639	58,424	184,154 (22,756)	534,908	466,064	40,117	68,843
土地	198,805		49,439 (49,439)	149,366			149,366
建設仮勘定		1,000		1,000			1,000
有形固定資産計	4,588,718	396,060	1,515,506 (613,479)	3,469,272	2,838,044	151,899	631,228
無形固定資産	170,352		56,000 (56,000)	114,352	78,772	12,833	35,580
長期前払費用	60,822	4,330	10,160 (3,280)	54,992	45,525	4,680	9,466

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

(建物)

新規出店	7,384千円
店舗改装又は入替	123,651千円
資産除去債務の見積りの変更	205,600千円

(工具、器具及び備品)

新規出店	3,240千円
店舗改装又は入替	55,184千円

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

(建物)

閉店及び店舗改装等に伴う除売却	740,425千円
減損損失	521,922千円

(工具、器具及び備品)

閉店及び店舗改装等に伴う除売却	161,398千円
減損損失	22,756千円

(土地)

減損損失	49,439千円
------	----------

3 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		2,100,000	0.56	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内の返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
合計		2,100,000		

(注)「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	29,942	3,590	107	8,355	25,070
賞与引当金	43,981	19,385	41,937	2,044	19,385
株主優待引当金	34,963	63,613	34,963		63,613

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額のその他は、一般債権の貸倒実績率による洗替額20千円及び回収に伴う取崩額8,335千円であります。

2 賞与引当金の当期減少額のその他は、支給見込額と支給額との差額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が、財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

(単位：千円)

区分	金額
現金	18,723
預金	
当座預金	740,333
普通預金	773,540
定期預金	805,000
別段預金	262
小計	2,319,136
合計	2,337,859

b 売掛金

(a) 相手先別内訳

(単位：千円)

相手先	金額
高瀬物産(株)	25,674
ヒロボシ(株)	22,105
三井住友カード(株)	16,980
PayPay(株)	15,656
(株)JCB	7,816
その他	114,482
合計	202,716

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
317,655	2,517,183	2,632,123	202,716	92.8	37.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 商品及び製品

(単位：千円)

区分	金額
商品	
小売用酒類	5,979
小売用食材	16,418
合計	22,397

d 原材料及び貯蔵品

(単位：千円)

区分	金額
原材料	
店舗用酒類	8,970
店舗用食材	10,938
小計	19,909
貯蔵品	
店舗用消耗品	5,517
小計	5,517
合計	25,426

e 未収入金

(単位：千円)

区分	金額
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	231,598
(有)明大	150,000
消費税還付額	131,500
職業安定局	55,857
大阪港振興(株)	51,087
その他	221,020
合計	841,064

f 差入保証金

(単位：千円)

区分	金額
店舗保証金	327,719
事務所保証金	752
社員寮保証金	632
その他の保証金	24,478
合計	353,583

負債の部

a 買掛金

(単位：千円)

相手先	金額
(株)ナックス	87,345
伊藤忠食品(株)	23,635
(株)ニチレイフレッシュ	21,296
三菱食品(株)	17,934
アサヒビール(株)	11,176
その他	53,616
合計	215,003

b 未払金

(単位：千円)

区分	金額
未払給料等	112,559
大林ファシリティーズ(株)	39,820
中央電工(株)	30,134
衣笠運送(株)	21,360
大村印刷(株)	14,256
その他	165,363
合計	383,494

c 長期預り保証金

(単位：千円)

区分	金額
加盟保証金	210,334
サプライヤー保証金	55,100
その他	45,882
合計	311,316

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	698,027	1,931,088	3,270,202	3,868,041
税引前四半期(当期)純損失金額() (千円)	419,236	544,201	798,195	1,439,330
四半期(当期)純損失金額() (千円)	427,495	561,913	820,822	1,470,040
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	53.25	69.99	102.24	183.11

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額() (円)	53.25	16.74	32.25	80.87

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法によっております。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.marche.co.jp
株主に対する特典	毎年9月末日現在の100株以上500株未満所有の株主に対し株主優待ご飲食券3千円分(1,000円券3枚)、500株以上1,000株未満所有の株主に対し株主優待ご飲食券1万5千円分(1,000円券15枚)、1,000株以上所有の株主に対し株主優待ご飲食券2万5千円分(1,000円券25枚)及び優待品を贈呈いたします。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第48期) (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月29日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月29日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第49期第1四半期 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日近畿財務局長に提出。

第49期第2四半期 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日近畿財務局長に提出。

第49期第3四半期 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年6月29日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月28日

マルシェ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 川 智 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 世 雅 也 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルシェ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルシェ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>マルシェ株式会社の2021年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、有形固定資産631,228千円、無形固定資産35,580千円が計上されており、これらの合計金額は総資産の14.6%を占めている。</p> <p>これらの固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とこれらの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識される。</p> <p>会社は主に居酒屋チェーンを展開しているが、新型コロナウイルス感染症の影響等により継続的に営業損益がマイナスとなっている店舗が存在すること及び本社の土地建物の市場価格が著しく下落していること等から、当事業年度において減損損失の認識の要否判定が行われている。判定に用いられる将来キャッシュ・フローは経営者が作成した事業計画を基礎として見積られており、そこでの重要な仮定は、主として過去の実績やテイクアウトの活用等の施策に基づいた既存店舗の将来売上高予測であり、これには新型コロナウイルス感染症の影響の見込みを含んでいることもあり高い不確実性を伴う。すなわち、この仮定に関する経営者の判断が減損損失の計上額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識要否に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 減損損失の認識の要否判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に会社の減損損失の認識要否判定資料に対する財務責任者による承認に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画について主要な仮定を識別し、職業的専門家としての批判的な観点から主に以下の手続を実施した。 事業計画の前提となる経営環境及び今後の業績見通しについて、経営者に対して質問した。 取締役会議事録等の閲覧により事業計画に重要な影響を与える意思決定の有無を確認した。 既存店舗の将来売上高に関する仮定について、財務責任者に対して質問するとともに、過去の実績との比較及び監査人が入手した新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた市場成長性の外部情報との整合性を確認した。 テイクアウトの活用等の施策に関して、財務責任者に対して質問するとともに、過去の実績との比較及び根拠資料を閲覧し、実行可能性を検討した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マルシェ株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、マルシェ株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監査及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象に含まれていません。